

的拘束力がないものとして認識されていますが、基本合意書の条項の中には、独占交渉権に関する条項など、法的拘束力を持たせるのが望ましい条項もあります。

そこで、いかなる条項に法的拘束力を与えるのが望ましいのか具体的事案に応じて検討した上で、法的拘束力を有する条項を特定し、当事者間で基本合意書における法的拘束力の範囲の認識を共通化することが重要となります。

第4 最終契約

1 概要

基本合意書を締結し、各種DDを実行したら、いよいよM&Aに関して最終的に合意した内容を記した契約書を作成します。当該契約書を一般的に最終契約書といいます。

最終契約書においては、取引対象の特定、取引価格といった基本的なM&A自体の合意内容のみならず、対象会社の属性や内容・状況、当事者の属性・信用力、譲渡価格の決定方法、又はM&Aのスキームその他の状況に応じ、M&Aに関する当事者間のリスク分担を実現するための様々な条項やM&Aに付随する各種の取り決めが規定されます。

最終契約書は、いわばM&Aの集大成であり、当該契約書には、各種DDの結果を踏まえて、具体的事案に即してリスクが顕在化した場合における当事者間の予見可能性を確保しつつ、将来の紛争の回避を図ることが可能となる条項を定めることが重要です。

M&Aのスキームによって最終契約の種類は異なりますが、本書においては、はじめに、中小企業におけるM&Aにおいて利用されることの最も多い株式譲渡契約書を題材として基本的条項を説明し、続けて事業譲渡契約書、吸収分割契約書及び吸収合併契約書について、各契約特有の条項を説明します。

2 株式譲渡契約

(1) 株式譲渡契約書式例

株式譲渡契約書

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と□□株式会社（以下、「乙」という。）

は、甲が所有する△△株式会社（以下、「対象会社」という。）の株式の乙に対する譲渡につき、本日以下のとおり合意し、本株式譲渡契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式譲渡）

甲は、乙に対し、本契約の定めに従い、甲が所有する対象会社の発行済株式〇〇株（以下、「本件株式」という。）を譲り渡し、乙は、これを譲り受ける（以下、「本件株式譲渡」という。）。

第2条（譲渡代金）

- 前条に基づく本件株式の基準となる譲渡対価は、金〇〇万円とする。ただし、次項に基づき調整を実施し最終的な譲渡価額（以下、「最終譲渡価額」という。）を決定するものとする。
- 最終譲渡価格は、次条1項の本件クロージング日時点の対象会社の純資産額が金〇〇円を上回るときは、その差額分を増額するものとし、また下回るときは、その差額を減額するものとする。

第3条（クロージング）

- 本件株式譲渡の実行（以下、「本件クロージング」という。）は、平成〇〇年〇月〇日（以下、「本件クロージング日」という。）に行う。
- 本件クロージングは、以下の手続に従い実行する。
 - 乙は、本件クロージング日において、第5条の事由が全て充足されていることを条件として、甲が対象会社をして株主名簿の名義書換えを行わせるのと引換えに、第2条の金員を、甲が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。
 - 甲は、本件クロージング日において、第6条の事由が全て充足されていることを条件として、乙から前項の金員の支払を受けるのと引換えに、対象会社をして株主名簿の名義書換えを行わせるとともに、乙に対し、対象会社の代表者印及び銀行印等の印章、預貯金通帳並びにその他重要書類等を交付する。
- 本件株式は、前項第1号の行為の完了と同時に、甲から乙へと移転する。

第4条（譲渡承認）

甲は、本件クロージング日までに、対象会社をして、本件株式譲渡の承認に係る取締役会決議を行わせる。

第5条（乙のクロージングの前提条件）

- 乙は、本件クロージング日において、以下の事項が全て充足されていることを条件として、第3条第2項第1号に定める義務を履行する。ただし、乙の責めに帰すべき事由により条件が成就しない場合を除く。
 - 第7条に規定される甲による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること
 - 甲が、本件クロージング日までに本契約、法令等及び社内規程に基づき履行又は遵守すべき義務又は手続を全て履行し、かつ遵守していること
 - 対象会社の取締役会が本件株式譲渡を承認していること

- (4) 本件クロージング日までに以下の書類が乙に対し提出されていること
 ア 甲及び対象会社の印鑑証明書及び登記事項証明書
 イ 本件株式譲渡を承認する対象会社の取締役会議事録の写し（対象会社の代表権限を有する者による原本照合印付のものに限る。）
- 2 乙は、その裁量により、前項各号に掲げる条件を放棄することができる。
- 3 前項の規定により乙がいずれかの前提条件を放棄した場合であっても、甲は当該放棄がなされた条件に関する義務及び責任を免れない。

第6条（甲のクロージングの前提条件）

- 1 甲は、本件クロージング日において、以下の各号に定める事由が全て充足されていることを条件として、第3条第2項第2号に定める義務を履行する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により条件が成就しない場合を除く。
- (1) 第8条に規定される乙による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること
- (2) 乙が、本件クロージング日までに本契約、法令等及び乙の社内規定に基づき履行又は遵守すべき義務又は手続を全て履行し、かつ遵守していること
- 2 甲は、その裁量により、前項各号に掲げる条件を放棄することができる。
- 3 前項の規定により甲がいずれかの前提条件を放棄した場合であっても、乙は当該放棄がなされた条件に関する義務及び責任を免れない。

第7条（甲による表明及び保証）

甲は、乙に対し、本契約締結日及び本件クロージング日において、以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

- (1) 対象会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している株式会社であること
- (2) 対象会社において継続的な利益計上を困難ならしめる客観的事由が存在していないこと
- (3) 甲から、乙に対して本件クロージング日までに提供される資料には、虚偽の記載、又は記載すべき重要な事項若しくは乙に誤解を生じさせないために必要な事項の欠落がないこと
- (4) 対象会社は、前号の資料により開示された以外の簿外債務、保証、担保提供等の債務引受行為その他一切の隠れた債務を負担していないこと
- (5) 重要な契約上の義務違反、許認可違反、及びその他法令違反等の対象会社の事業継続を困難とする客観的事由が存在しないこと
- (6) 対象会社の経理処理が誤りのない一般に公正妥当といわれるものであり、給与、税金及び社会保険料等の滞納や申告の誤りがなくないこと
- (7) 対象会社は、支払不能又は支払停止の状態がなく、かつ、対象会社について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又はその他の倒産手続が申し立てられた事実がなく、また、これらの手続開始の原因となる事由も存在しないこと
- (8) 対象会社に対し、訴訟、仲裁、調停、仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、保全処分、滞納処分その他裁判上又は行政上の手続が係属していないこと

と

- (9) 甲が対象会社の株主でなくなることが、対象会社の事業に係る取引契約の債務不履行事由、禁止事項等に該当するなど、これによって対象会社の事業遂行に支障を来し得る事由が発生することは見込まれないこと
- (10) 対象会社が係争事件又は不祥事の当事者又は関係者となることにより、対象会社のブランドイメージや信用に影響を与えるなどの事業遂行に支障を来し得る事態が発生していないこと
- (11) 甲は、本件株式についての完全な権利者であり、対象会社の株主名簿に記載される正当な株主であること
- (12) 本件株式が対象会社の発行済株式の全てであって、本件株式を除き、対象会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他これらに類する証券若しくは権利は存在しないこと
- (13) 対象会社が株券不発行会社であること

第8条（乙による表明及び保証）

乙は、甲に対し、本契約締結日及び本件クロージング日において、以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

- (1) 乙は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること
- (2) 乙による本契約の締結及び履行は、乙に適用ある法令等に違反するものでなく、乙の定款その他社内規則に違反するものではないこと

第9条（甲の義務）

- 1 甲及び対象会社は、本契約締結以降、本件クロージング日までの間、対象会社の事業を善良な管理者の注意をもって行うものとする。
- 2 甲及び対象会社は、本契約締結以降、本件クロージング日までの間、乙の事前の書面による同意を得ることなく、以下の事項を行ってはならないものとする。
- (1) 定款その他の対象会社の社内規則又は規程の変更
- (2) 新株又は新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の発行、あるいはこれらを引受け又は取得する権利の付与
- (3) 配当その他対象会社の株主に対する財産上の利益の交付
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 役員報酬又は従業員給与の額の改定
- (6) 役員に対する賞与又は退職慰労金等の支払
- (7) 通常の営業取引の範囲を逸脱した支出、投資、又は資産売却等
- (8) 新規借入れの実行
- (9) 既存借入れの繰上返済
- (10) 重要な契約の解除又は不更新
- (11) 営業上の取引条件の大幅な変更
- (12) 組織再編、事業の全部若しくは一部の譲渡又は全部の譲受けや、事業の廃止又は新設

- (13) 第三者との業務提携
- (14) 増減資
- (15) その他、日常の業務活動において平常的に発生するものを除き、対象会社の財務状況、資産状況及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為

3 甲は、本契約締結以後3年間は、日本国において、対象会社の事業と競合する第三者との間で、対象会社の事業と同一又は類似の取引を行ってはならない。

第10条 (補償等)

1 甲は、以下の各号のいずれかの事由に起因又は関連して乙が損害を被った場合、乙に対し、これを補償又は賠償する。ただし、本件クロージング日から2年が経過した場合にはこの限りではない。

- (1) 第7条各号に定める表明及び保証の違反
- (2) 第9条各号に定める義務に違反した場合

2 乙は、第8条各号に定める表明及び保証の違反に起因又は関連して甲が損害を被った場合、甲に対し、これを補償又は賠償する。ただし、本件クロージング日から2年が経過した場合にはこの限りではない。

第11条 (解除)

1 乙は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、甲に対する書面による通知により、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 第7条各号に定める表明及び保証の重大な違反があることが判明した場合
- (2) 甲が第9条各号に定める義務に違反し、同違反によって契約の目的を達成することができない場合
- (3) 本契約締結日からクロージング日までの間に対象会社の事業、資産、財務状態、経営成績、キャッシュ・フロー、その他の状況に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合

2 甲は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、乙に対する書面による通知により、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 第8条各号に定める表明及び保証の重大な違反があることが判明した場合
- (2) 乙が第3条第2項第1号に定める義務に違反した場合

第12条 (本契約の終了)

1 本契約は以下に定める場合にのみ終了する。

- (1) 甲及び乙が、書面で本契約の終了につき合意した場合
- (2) 前条に基づき本契約が解除された場合

2 本契約の終了にかかわらず、第10条、第13条及び第16条の各規定は、引き続きその効力を有する。

第13条 (秘密保持)

1 甲及び乙は、本契約の存在、内容、交渉経緯その他本契約に関連する一切の情報及び対象会社に係る一切の情報(以下、「秘密情報」と総称する。)を厳格に保持し、以下の場合を除き、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

- (1) 事前に相手方当事者の書面による承諾がある場合

- (2) 開示時点において公知である場合
- (3) 開示後、開示を受けた者の責によることなく公知となった場合
- (4) 開示時点において開示を受けた者が既に秘密情報を保持していた場合
- (5) 開示後、開示を受けた者が第三者から秘密保持義務を課されることなく秘密情報を正当に取得した場合
- (6) 法令、監督官庁、裁判所又は金融商品取引所の要求に基づき開示が要求される場合

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、弁護士、会計士、税理士その他の守秘義務を負う専門家に対し、本件クロージングのために必要かつ合理的な範囲で秘密情報を開示することができる。

3 甲及び乙は、本件クロージング日後の秘密情報が乙に帰属することを相互に確認する。甲は、本件クロージング日後、乙の書面による承諾を得ることなく秘密情報を開示又は漏洩してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、過去を含め、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって以下のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役、又は監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、「反社会的勢力」と総称する。)であること
- (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力の威力を利用する目的で反社会的勢力に従事していると認められること
- (4) 自らが反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本合意の履行が、反社会的勢力の活動を助長するものであること

第15条 (協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、当事者間で誠実に協議の上、これを解決するものとする。

第16条 (準拠法及び合意管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、準拠法を日本法とし、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(2) 各条項の解説

上記株式譲渡契約書例には記載していませんが、最終契約書の第1条に、当事者間で解釈が異なるおそれのある用語につき網羅的に定義づける定義条